

200901022A

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・ ケアに関する研究

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳澤正義

平成22(2010)年3月

厚生労働科学研究費補助金

政策科学総合研究事業

(政策科学推進研究事業)

子どもへの性的虐待の予防・対応・

ケアに関する研究

平成21年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 柳澤正義

平成22(2010)年3月

目 次

I. 総括研究報告書

- 子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 1
柳澤正義

II. 分担研究報告書

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究—学校現場での性的虐待事例への遭遇状況と教員の性的虐待をめぐる認識に関する調査— 15
玉井邦夫
資料 学校現場における性的虐待事例への遭遇と対応の実態に関する調査質問紙と結果 27
2. 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 61
山本恒雄、才村 純、津崎哲郎、増沢 高、加藤典子、渡邊治子、
川中梨津子、鈴木浩之、佐々木智子、長谷川 愉、佐藤和宏、高瀬 泉、
新納拓爾、有村大士、板倉孝枝
資料 1 児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン2009年度試行版 99
資料 2 保護者向けパンフレット（一時保護時） 195
資料 3 非加害保護者向けパンフレット1 201
資料 4 非加害保護者向けパンフレット2 211
3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 221
庄司順一、山本恒雄、仲 真紀子、丸山恭子、倉石哲也、関守麻紀子、
高瀬 泉、新納拓爾
4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究 249
岡本正子、八木修司、山本恒雄、小杉 恵、丸山恭子、藤原慶二、塩見 守、
中村有生、山野泰弘、永井 享、新美裕之、平岡篤武、中垣真通、岩清水伴美、
樋口純一郎、原田旬哉、高田豊司、万代ツルエ 渡辺葉一、三好真由美、
坂井加代子、榎本理香、薬師寺順子、神木亜美、渡辺治子、木村百合、西本美保、
伊庭千恵、三浦由紀、林めぐみ、南まどか、久保田富紀、井上直子、松本佳奈、
堀 健一、野口啓示
資料 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン【試案】〈児童養護施設・
情緒障害児短期治療施設版〉 353

III. 研究成果の刊行に関する一覧表 445

I . 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
総括研究報告書

子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究

研究代表者 柳澤正義 日本子ども家庭総合研究所長

研究要旨

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえて、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。

研究は3年計画で実施され、2年目である本年度は、初年度に得られた対応実態を踏まえて、ガイドライン案を作成し、これを現場で試行するうえでの準備作業、現場職員への研修を行った。3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定する。

以下、分担研究ごとに方法と結果の概要を記す。

分担研究① 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

昨年度、学校現場における性的虐待との遭遇実態と性的虐待に関連する知識水準に関する質問紙調査を作成し、全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校の2%に相当する1,066校を抽出し、校種別学校数に応じて配分、調査表を郵送した。校・園ベースで34.4%の回収率を得、本年度、集計・解析を行った。性的虐待事例との遭遇数は34例で、遭遇率は0.9%であり、学校現場における性的虐待の発見がきわめて困難であることがうかがわれた。また、発見時に「誰にも言わないから」と約束しているなど、対応上の課題も認められた。性的虐待に関する知識水準については、性差や学年による差がみられ、今後の研修計画立案上の参考にすべきと判断された。

分担研究② 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）

全国調査から、性的虐待問題への相談機関の関心の高さ、法的立証性のある調査方法確立の必要性、子どもの安全確保に関する具体的な手法等、性的虐待対応の専門性の充実に関するニーズの高まりが感じられるとともに、なお多くの課題があることが明らかになっている。

本年度は、これらの調査結果を踏まえて、児童相談所としての対応ガイドラインの試行版を作成し、これについて複数の児童相談現場でのモニター試行実施の協力を得ることによって、実際の業務における適合性、実効性の検証を開始した。この結果を踏まえて、次年度、最終的な対応ガイドライ

ン案の策定を目指す。併せて、分担研究①による関係機関の通告体制、分担研究③において策定が進んでいる被害確認面接技法とそのトレーニングプログラム、分担研究④において策定が進んでいる施設入所後の子どもへのケア、特に施設入所後の性的虐待発覚事例の対応等の検討を組み込んで、初期対応から中長期の支援までの全体的な児童相談所としての援助課題、関係機関への情報発信の内容・手法・専門性確保のための研修体系、組織的な相談対応チームのマネジメントやスーパービジョンの手法、体制の確立について課題整理を進めている。

分担研究③ 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者 庄司順一）

欧米で行われている forensic interview をもとに、日本の児童福祉相談機関の権限や法制度、組織体制に見合った性的虐待被害についての子どもへの面接のあり方を検討し、欧米での forensic interview やその訳語としての「司法面接」とは区別して、「被害確認面接」と呼ぶことを提案した。具体的な面接法として、米国の「国立子どもの健康および発達研究所」による NICHD ガイドラインをもとに、その日本版の基本プロトコルを開発し、面接者のトレーニングプログラムの開発と実施を含め、日本の児童福祉領域での面接法の雛型とする試みを開始した。分担研究②で開発した性的虐待対応ガイドライン案を試行実施する児童相談所を主な対象にスタッフの面接トレーニングを開始しているところであり、今後研修とそのフォローアップを通じて児童福祉領域における「被害確認面接」を完成させる。

分担研究④ 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

児童養護施設および情緒障害児短期治療施設のための性的虐待を受けて施設に入所している子どもへのケア・ガイドライン作成に向けて、アンケート調査、先進的に取り組んでいる施設への訪問調査、研究協力者による実践報告と討議を行った。全国の児童養護施設および情緒障害児短期治療施設を対象に行ったアンケート調査では、回答した 254 施設中 209 施設 (82.3%) で性的虐待対応経験があり、その一方、対応マニュアルについては、作成済みおよび作成中と回答した施設は 36.2% であった。施設入所前、入所後の対応は、児童相談所の援助方針と密接に連動しており、本ケア・ガイドラインを分担研究②におけるガイドラインと連動させるとともに、施設と児童相談所との連携手法についても提示する必要があると思われた。以上の結果、また、子どもへの心理的ケアや教育的アプローチに関する調査、施設への訪問調査や研究班会議での実践報告や討議を経て、性的虐待（性暴力）を受けた子どもへのケア・ガイドライン（試案）を作成した。

研究分担者

玉井邦夫 大正大学人間学部教授

山本恒雄 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部家庭福祉担当部長

庄司順一 日本子ども家庭総合研究所子ども家庭福祉研究部福祉臨床担当部長

岡本正子 大阪教育大学教育学部教授

A. 研究目的

本研究は、児童福祉領域、特に児童相談所を中心とした性的虐待への対応及びケアに関する具体的なシステムの構築を目的とする。先行研究や性的虐待への対応実態を踏まえながら、性的虐待の被害事実確認のための面接技法や児童福祉施設等における中長期的ケアのあり方について検討を行うとともに、虐待を早期に発見しやすい立場にある学校、対応における中核的機関である児童相談所、虐待を受けた子どもへの中長期的ケアを担う児童福祉施設等の各機関を対象に、それぞれ対応やケアのためのガイドラインの策定を行い、効果的な対応・ケアに資するものである。

本研究は、以下の分担研究で構成する。①教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究、②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究、③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究、④性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究。

本研究の特色は、先行研究では、調査対象となった機関が所在するエリアが限定されているのに対し、本研究では、全国エリアでの実態把握を行うこと、さらに、先行研究におけるガイドラインは仮説的な提示に終わっているが、本研究では、実践現場での試行及びそのフィードバックを経て、より実用性の高いガイドライン策定を図るところにある。

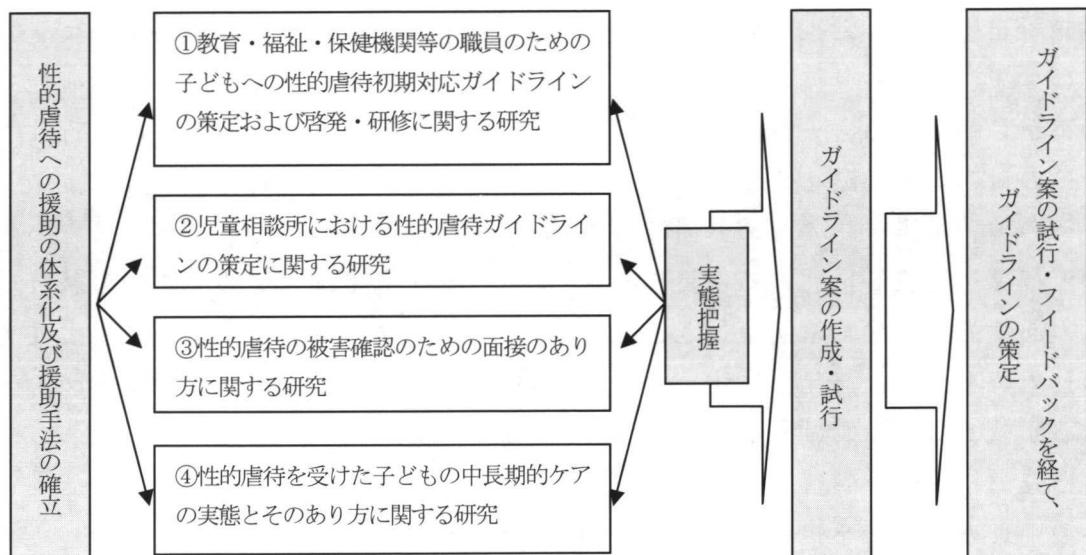
B. 研究方法

本研究は、4つの分担研究で構成されているが、各分担研究の研究テーマは相互に関連していることから、研究全体の整合性、総合性を確保するため、研究代表者は分担研究間の調整等、全体的な統括を行った。

研究は3年計画で実施され、初年度は概ね実情把握と課題整理、具体的な課題解決方向について研究を行い、ガイドライン案の作成を目指した。2年目にはガイドライン案を策定のうえ、実践現場において試行し、3年目にはガイドライン案の試行状況を踏まえ、最終的なガイドラインを策定する。

(流れ図)

1年目 2年目 3年目



1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

子ども虐待の最初の発見者、通告者となることが多く、また子どもの家族の現況についての情報把握をする立場にある学校等の職員のための性的虐待の初期対応ガイドラインを作成し、通告や初期対応に関する研修プログラムのための参考データについても検討する。

昨年度は、わが国の学校現場における性的虐待事例との遭遇実態と職員の性的虐待に関する知識水準を把握するための調査の内容および対象の検討を行ったうえで、調査を実施し、本年度、調査結果の集計と解析を行った。

調査対象は全国 47 都道府県と 18

政令市について、児童生徒数で「多人数群」と「少人数群」に分け、それぞれの地域から半数を抽出、全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校、総校・園数 53,286 の 2%にあたる 1,066 校・園を校種別に分けた。幼稚園 274、小学校 450、中学校 220、高等学校 106、支援学校 22 に対して、各 15 部の質問票を配布し、管理職を除く教員に回答を求めた。配布した調査票の総数は 17,130 部となった。調査は平成 21 年 2 月中旬から 3 月上旬に行い、「今年度に遭遇した事例」を想定して回答を求めた。回収された質問票について、回答者の属性、今年度の性的虐待事例への遭遇とその対応、及び回答者の性的虐待とその周辺知識に関する理解度について集計、解析を行った。

2. 児童相談所における性的虐待ガイドラインの策定に関する研究（研

研究分担者 山本恒雄)

昨年度の調査研究によって把握した児童相談所における性的虐待の対応実態、課題等を踏まえて、児童相談所向けの性的虐待対応ガイドライン試行版を作成し、併せて非加害保護者への支援に関する冊子等の資料も作成した。これらの資料を全国の児童相談所に提示して、各相談現場での試行実施とそのモニター・フィードバックの引き受けを打診、試行実施先を募った。関心をもってくれた児童相談所に、ガイドライン試行版、冊子案を提供し、実務と照合する具体的な作業内容や、モニター・フィードバックの方法について、各実施場所の条件に合わせるための調整・協議を行い、最終的に試行実施が可能かどうか検討を依頼した。

これらの検討を経て、試行実施を正式に決定した児童相談所に対しては、その相談現場におけるガイドライン試行版の適用内容について職員への研修を実施、さらに被害確認面接についても協力を得られる場合には、「分担研究③性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究」と共同で面接トレーニングを実施したうえで、実際の業務における適合性、実効性についてのモニターと検証を開始した。

通告対応における通告機関側の子どもからの情報のキャッチの仕方、通告の判断・手順については「分担研究①教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期

対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究」の学校等への調査・検討結果と照合しつつ、児童相談所側での通告受理のあり方にについて整理する。初期対応に連動する子どもからの被害確認面接については、上に述べたように、分担研究③の被害確認面接の手法、およびそのトレーニング、面接実施者へのフォローアップ等について共同作業チームを立ち上げて、実際の作業に入った。

なお、平成 20 年度に収集した事例情報については、概要分析の段階までは平成 20 年度の研究で終了しているが、追加情報の提供等もあり、引き続いてその詳細についての分析作業を続けた。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（研究分担者 庄司順一）

子どもからの性的虐待・性暴力被害の事実聴取法については、欧米でいくつもの面接法が開発されている。その中で、多くの実証的評価が行われているのは、米国の国立子どもの健康および発達研究所(National Institute of Child Health and Human Development)による NICHD ガイドライン(NICHD プロトコルとも呼ばれる)である。本研究では、この NICHD ガイドラインの日本版の開発、面接者トレーニングを含め、わが国における子どもからの被害事実調査面接の開発と研究を行っている北海道大学大学院文学研

究科内の「司法面接支援室」と共同で、児童相談所向けの面接法とそのトレーニング研修を開発・実施し、その実践経験の検証からわが国の児童福祉における標準的な子どもの被害確認面接法の確立を目指した。なお、詳細な NICHD ガイドライン 자체は、面接法の訓練を受けた面接技術者にのみ提供される。

面接法の実務における適用とそのフィードバックについては、「分担研究②児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究」が策定したガイドライン試行版を試行実施する児童相談所を主な対象として実施する。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

研究方法は、アンケート調査と先進的に取り組んでいる施設への聞き取り調査である。またガイドライン（試案）作成に関しては、テーマ毎にグループでの討議を行った。

性的虐待（疑い含む）を受けて施設入所した子どもや性暴力被害を受けた子どもが、①安心・安全に生活できる環境づくり、②性的な問題行動を予防し、起こったときに適切に対応するための援助手法、③入所から退所後に至る援助過程において児童相談所を中心とした関係機関との連携、などを軸にしたケア・ガイドラインの作成にあたって、実践現場の実態及びニーズを調査することを目的として、アンケート調査を行った。

調査は、全国の児童養護施設（568 施設）および情緒障害児短期治療施設（33 施設）の施設代表者と直接ケア担当者で、施設代表者への質問内容は、「施設の基本情報」、「性的虐待もしくは性暴力被害を受けた子どもの状況」、「家庭内性的虐待もしくは性暴力被害を受けた児童を視野に入れたケア体制」、「専門的プログラムの導入」、「ケア・ガイドラインに対する要望」、であった。直接ケア担当者へは、「施設の基本情報」、「年齢別児童へのケア及び生活環境」、「入所の受け入れ体制」、「施設全体のケア体制」、「ケア・ガイドラインに対する要望」、などであった。

各施設に、施設代表者を対象とする質問紙を 1 部、直接ケア担当者を対象とする質問紙を 5 部郵送し、郵送によって回収し、集計、分析を行った。

回答数および回収率は、施設代表者については、児童養護施設 568 施設中 234 施設（回収率 41.9%）、情緒障害児短期治療施設 33 施設中 20 施設（回収率 60.6%）、直接ケア担当者については、両施設種別合わせて 1,070 件であった。施設への聞き取り調査は先進的に取り組んでいる施設へ研究協力者が訪問して行った。

（倫理面への配慮）

本研究では、教育機関、児童相談所、児童福祉施設等における性的虐待への対応実態を把握するため、これらの機関から事例を収集すること

になるが、調査に際しては、個人情報の扱いに留意し、個人が特定されるような情報項目は極力排除するとともに、分析は数値的に処理し、集計結果のみを公表する。個別情報は部分的な情報に限定、かつ一般的な選択項目や数値化した情報として扱うが、情報の性質上、当該個人から同意を得ることは困難であり、それぞれの相談・援助関係に支障をきたす危険性もあることから、回答は、無記名かつ調査対象である個々の機関として許容される範囲内の情報提供とし、それをもって情報提供の同意とする。また集計・解析を終えた原資料は廃棄処分する。これらの要件について、日本子ども家庭総合研究所研究倫理委員会の審査・承認を受けている。

C. 研究結果

1. 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定及び啓発・研修に関する研究（研究分担者 玉井邦夫）

全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から二段階の無作為抽出を行い、管理職を除く教員に対して、平成20年度内での性的虐待事例への遭遇体験とその対応、および性的虐待に関する知識水準に関する質問紙調査を行い、個人ベースで3,734名、質問票の総配布数に対する回収率は21.8%。校・園ベースで393校・園、回収率34.4%の回答を

得た。回答者の属性について、性別は男性40.0%、女性58.9%、不明1.1%、その他年齢、職務面について分析した。調査年度内に性的虐待事例に遭遇した教員は33名(0.9%)、事例は34件で、そのうち調査年度に発見され、児童相談所に通告された事例(パターン1)が6例、調査年度前にすでに通告済みであった事例(パターン2)が12例、疑いはもっていながら通告に至っていない事例(パターン3)が16例であった。事例は幼・小・中・高・支援学校のすべてに渡っているが、中学校が最も多かった。加害者に対する明確な回答があったのは3例のみであった。パターンごとに、発見の契機、発見した後の子どもへの対応、学校が相談連携した機関、通告に至っていない理由、事例との関わりで困難を感じた点、性的虐待と併発した虐待種別、などについて詳細な検討を行った。

教員の性的虐待に関する意識・知識水準の調査については、全回答者に性的虐待をめぐる15の記述についての判断を求め、回答者の性別、年齢別、研修体験の有無、校区内児童養護施設を有する学校に勤務した経験の有無、特別支援教育担当経験の有無、情緒障害児短期治療施設の施設内学級の体験の有無、子どもの有無、女児の有無などについて、学校種別で差がみられるかを分析した。その結果、性的虐待に対する意識・知識には性差、年齢差、学校種別による明らかな差がみられた。

2. 児童相談所における性的虐待ガイドラインの策定に関する研究（研究分担者 山本恒雄）

平成 20 年度のアンケート調査、先進的な取り組みを行っている神奈川県、大阪府へのヒアリング調査、関係する各機関への調査、これまでのわが国における先行研究や欧米の対応体制についての情報収集をもとに、わが国の児童相談所現場における性的虐待相談の課題を検討し、特にその初期対応部分について、主として時系列軸に従って、対応手順を整理し、対応ガイドライン 2009 年度試行版を作成、業務フローの概要をイメージ図によって示した。ガイドラインの主たる目標と課題として、①性的虐待の発見と通告に関すること、②子どもからの告白を聞いた人の課題と通告、③通告受理からの初期対応の課題、④初期被害調査面接と一時保護の要否判断、⑤非加害保護者への支援、⑥加害者対応と家庭復帰、⑦一時保護所での子どもへの支援の課題、⑧被害確認面接・医療診察の実施、⑨施設入所後や別件での相談途上に発覚する性暴力被害、⑩その他ガイドライン試行版について、を取り上げ、検討の結果をガイドラインに盛り込んだ。

続いて、ガイドライン試行版についての関心度、性的虐待相談における各児童相談所の課題状況について、全国都道府県、政令市、中核市の中核児童相談所 67 か所に対して、アンケート調査を行い、56 か所から回答

(回収率 84%) を得た。その結果、通告体制における機関連携、子どもの分離保護後の援助、被害確認の専門性、保護者対応の困難さ、対応スタッフの確保、被害診察の医療確保困難、警察・司法機関との連携、などが課題として挙がり、これらの総合的な体制整備が今後の効果的な対応の確立のためには不可欠となっている実態がうかがわれた。

ガイドライン試行版の相談現場での試行実施とその結果のモニター・フィードバックについては、関心を示した 15 自治体を訪問、説明し、10 自治体の児童相談所に対して、被害確認面接のトレーニングも併せて訓練研修を提供し、平成 22 年度、試行を実施することになった。

なお、平成 20 年度の調査研究で、133 児童相談所から 622 件の事例情報の提供があり、その後 70 件の追加情報提供があった。これらのうち、有効データとして確定した 677 件について、相談経路、虐待者、初期の被害調査、一時保護、被害確認面接・医療診療、一時保護以降の子どもの身柄の行き先、法的対応等について再集計を行った。

3. 性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究（庄司順一）

NICHD ガイドライン日本版の作成に当っては、科学技術振興機構「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練プロジェクトチーム」の協力を得て、児童福祉領域の「被害確認面接」を標準化し、そのトレーニ

ング・プログラムの試行実施に入った。「被害確認面接」を実施するうえでの留意点として、①面接者はその他の場面で子どもへの援助に関わらない、②面接者の性別は加害者の性別を避ける、③面接は子どもの被害事実の客観的な聴取を目指し、誘導、暗示、教唆、報酬となる質問や応答を避け、構造化された枠組みの中で進められる、④面接は子どものありのままの自発的表現を情報汚染なく聴取することが重要で、被害事実の立証評価は医療診察や周辺調査等の情報と併せて総合的に検討・評価される、⑤面接は正確な記録を前提とし、標準的には録音とビデオテープ記録をとる、等の事項が挙げられた。その他、「被害確認面接」実施のタイミング、面接技術者の資格と訓練について、欧米との違いを含め詳細な検討が行われた。当面、児童福祉分野における被害確認面接者となる者の資格としては、児童相談所の相談業務を担当する職員及びその関係者で、組織としての何らかの認知・承認を受けた者とすることが妥当である。面接法については、複数の技法が存在するが、どれを探るかは臨床的な専門性が確保されるかぎりにおいては、いずれの技法も認められるべきである。本研究では、訓練を含めて NICHD ガイドラインを採用した。そのトレーニング・プログラムに基づく研修の対象者は、分担研究②が開発した児童相談所の対応ガイドライン試行版を試行する児童相談

所を主な対象とした。平成 22 年 3 月末現在で、被害確認面接トレーニングを含む試行実施自治体相談所は、9 自治体（県・政令市）となっており、第 1 回研修は、平成 22 年 1 月 19-21 日、奈良県において実施した。講師は本研究の研究協力者である仲、丸山、山本の 3 名で、堺市、奈良県、岡山県の児童相談所職員 32 名が研修を受けた。研修は、講義、グループワーク、ロールプレイ、録画を見ての振り返り等から構成され、3 日間にわたって実施された。

4. 性的虐待を受けた子どもの中長期的ケアの実態とそのあり方に関する研究（研究分担者 岡本正子）

アンケート調査に関して、回答のあった 254 施設中、情緒障害児短期治療施設は 20 施設（7.8%）であったため、統計分析に当っては両施設を合わせて処理をした。なお、施設代表者に関する調査は、厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）「子ども家庭福祉分野における家庭支援のあり方に関する総合的研究」の分担研究「性的虐待を受けた子どもと家族へのケア及び援助枠組みに関する研究」との共同調査であり、従って結果の一部は、前記研究報告書からの引用となっている。

施設代表者に対する調査によると、現在まで性的虐待（性暴力被害を含む）事例の在籍のあった施設は、209 施設（82.3%）、なかつたのは 24 施設（9.4%）であり、施設内での暴力・性的加害／被害が生じた際の対応マ

ニュアルを作成しているのは 57 施設（22.4%）、作成中が 35 施設（13.8%）、作成していない施設が 124 施設（48.5%）であった。家庭内性的虐待あるいはその疑いがあつて入所した子どもに対して、入所前にどのようなことを実施しているか、入所後に家庭内性的虐待を受けていたことが発覚した場合の対応、家族再統合の考え方、性的虐待を受けた子ども及び保護者に対して導入しているプログラム・療法等についての調査が行われた。性的虐待を理由に入所する子どもあるいは入所後に発覚した場合の対応は、児童相談所の援助方針と密接に連動していた。子どもへの心理的ケアや教育的アプローチに関しては、多くの施設で心理療法、あるいは性教育を行っていた。

直接ケア担当者に対しては、年齢層、就寝する居室、施設内のトイレ、お風呂、入浴介助、洗濯場、建物内で職員の目の届きにくい場所の把握、生活支援上問題が生じやすい時間帯、問題が起こった時の緊急分離、担当職員、業務の引き継ぎ、受け入れ前に行っていること、入所後の処遇検討会議、児童相談所との連携等、多岐にわたる調査が行われた。現在の取り組みや配慮、及び今後の取り組みの必要度に関する回答について因子分析を行い、「マニュアル・プログラム化」、「連携・会議」、「男女の分離」、「危機管理」、の 4 因子が抽出され、施設ケアが機能的に行われる際の具体的な内容が明らかになった。

先進的に取り組んでいる施設への聞き取り調査については、4 施設を訪問し、性的虐待、性暴力、性的問題行動等への対応を詳細に聴取し、アンケート調査の結果と併せて、性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン作成の参考とした。

作成された「性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン(試案)」は、「基礎編」と「実践編」によって構成されている。「基礎編」は実態調査からみる現状と課題、子どもの理解、ケアと支援、入所から退所への流れ、等が記載されており、「実践編」では、性的虐待を受けた子どもを施設に受け入れるに当って、また、入所中、退所後のケアで配慮が必要な項目、配慮が望ましいことをチェックリストとして示している。子どもにとって施設の生活環境が現在どのような状況なのかを改めて見直し、ケアの専門性を高めるために活用することが望まれる。

D. 考察

本研究は、児童福祉領域における性的虐待対応の全国的な標準としての実務的ガイドラインの開発を目指している。主として教育現場からの通告の段階を扱う分担研究①から、虐待対応の中核機関である児童相談所における対応を扱う分担研究②、児童相談所で行う作業として重要な性的虐待の被害確認のあり方と技法を扱う分担研究③、性的虐待を受けた子どもが入所する児童養護施設と

情緒障害児短期治療施設における中・長期的ケアを扱う分担研究④、という流れに沿って研究が構成されている。これらのうち、分担研究②、③、④については、昨年度に実施した実態調査と課題整理を踏まえて、ガイドライン試案の作成がなされ、一部、これに基づいて現場職員に対する研修が実施されるに至っている。分担研究①については、昨年度、全国の幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校から二段階無作為に抽出した校・園の管理職を除く教員に対して、性的虐待事例への遭遇経験とそれへの対応、性的虐待に関する意識・知識に関する調査を行ったところであるが、本年度は、その集計と分析をするにとどまった。来年度にそれらの結果を踏まえて、学校・園職員に対する性的虐待対応についての研修プログラム等の作成を目指すことになる。

全国の幼・小・中・高・支援学校から抽出した 1,066 校・園に質問票を配布し、393 校・園（回収率 34.4%）から回答を得たが、性的虐待事例との遭遇数は 34 例、遭遇率は 0.9% であった。事例数が少ないため、有意差等の検討には至らないが、性的虐待に対する学校の対応についての課題は指摘できた。大多数の事例で他の種別の虐待が併発しており、その半数が身体的虐待であった。元来性的虐待は極めて発見が困難であり、他の種別の虐待が疑われたときに、性的虐待も潜んでいるかもしれない

という視点を持つことが重要になる。事例に対する対応では、疑いを持ちながら通告には至っていない事例が約半数を占め、学校側がさほど積極的に取り組めていない状況がうかがわれた。教員は、性的虐待が生じる家庭の人間関係の複雑さに手を出しかねている様子や、校内でも子どもに個別的に関わる場を設定できない苦しさが述べられていた。学校が虐待通告をためらうという構造は過去の学校調査においても指摘されているが、性的虐待に関しても、「確証がない」など、懐疑の念が記されており、その一方、「誰にも言わないで」という本人の拒絶があるとその先の対応ができなくなり、「誰にも言わないから」という約束をしてしまうなど、対応上の課題が認められた。今後学校現場で性的虐待の問題に取り組むうえで、留意すべき事項であり、性的虐待のテーマが子どもから出されたときの受け答えなどについて、具体性をもった研修なども準備されなければならない。性的虐待に関する知識や法的な理解度などについて、性差の存在や年代ごとの違いも明らかになり、研修計画の立案上参考にすべき内容が得られた。

児童相談所における性的虐待対応については、昨年度研究における全国児童相談所に対するアンケート調査、先駆的取り組みを行っている自治体へのヒアリング調査、その他、わが国における先行研究や欧米における対応体制についての情報収集を

もとに、「児童相談所における性的虐待相談の対応ガイドライン 2009 年度試行版」が作成された。児童相談所における性的虐待相談の発端から施設入所措置に至る対応の流れについて、イメージ図が作成され、各ステップにおける課題が検討され、ガイドラインに反映された。児童相談所における対応のステップとして重要な性的虐待の被害確認については、分担研究③で検討され、具体的な面接技法として、米国の NICHD ガイドラインをもとに、その日本版が開発され、対応ガイドラインに組み込まれた。「被害確認面接」のトレーニングも含めて、ガイドライン試行版の試行実施を全国の中央児童相談所に呼びかけたところ、9 自治体から申し出があった。これら自治体の児童相談所において現場職員に対する実務研修が行われ、その上で試行・検証が行われる。来年度、試行実施における課題、問題点をフィードバックさせて、ガイドラインの修正・策定に向けての作業が続けられる予定である。従来から、一部の府県においては、性的虐待に対して先駆的な取り組みが行われているが、本研究で目指しているのは、実態調査で明らかになっているような、いまだ性的虐待対応にとまどいと困難を感じている多くの平均的な児童相談所においても採用、実施可能なガイドラインである。試行を予定している府県からのフィードバックによって、その点が明らかになることが期待さ

れる。

子どもへの性的虐待に関する児童相談所における一連の対応のうえで、施設入所措置がなされると、それに続くステップとして児童養護施設や情緒障害児短期治療施設における中・長期的ケアが問題となる。この点についても現状は非常にさまざまな深刻な課題を抱えており、多くの施設で苦慮している。虐待を受けて入所してくる子ども達には性的虐待として入所してくる子どものみならず、入所後に性的虐待を受けていたことが発覚する事例が非常に多く、ケアのあり方は、これらの子ども達も含めて検討されなければならない。分担研究④では、多くの研究協力者の参加のもと、詳細な実態調査の結果に基づいて、ケアガイドライン（試案）が作成された。施設において、子ども達によりよいケアが提供されるよう、本ガイドラインが広く利活用されることが期待される。来年度には、本ガイドラインがモデル的に試行され、現場からのフィードバックを得て完成される予定である。また、児童相談所における対応ガイドラインと連動、調整も図られる必要がある。

E. 結語

子どもへの性的虐待に関して、通告から児童相談所における一連の対応、その中でなされる被害確認面接、施設に入所してからの中・長期的ケア、という一連の流れについて、4

つの研究で分担して全国的な標準となりうる実務的ガイドラインの策成を目指している。3年計画の2年目である本年度、研究の進展に多少の遅速がみられるが、それぞれ最終年度の研究に向けて成果を挙げることができた。特に虐待対応の中核である児童相談所における対応ガイドラインは、2009年度試行版が作成され、モデルとなる自治体の児童相談所において、研修のうえ試行実施されつつあるところである。来年度、それ

ら現場からのフィードバックを経て、ガイドラインの策定に向う。

F. 健康危険情報

特になし。

G. 研究発表

特になし。

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当しない。

II. 分担研究報告書

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））
分担研究報告書

教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究
—学校現場での性的虐待事例への遭遇状況と教員の性的虐待をめぐる認識に関する調査—

研究分担者 玉井邦夫 大正大学臨床心理学科教授

研究要旨 全国の幼稚園・小中高等学校・特別支援学校から二段階の無作為抽出を行い、管理職を除く教員に対して、平成20年度内での性的虐待事例への遭遇体験とその対応、および性的虐待に関連する知識水準に関する質問紙調査を実施した。校・園数ベースで34.4%の回収率をみた。性的虐待事例との遭遇数は34例で、遭遇率は0.9%であり、学校現場における性的虐待の発見がきわめて困難であることがうかがわれた。また、発見時に「誰にも言わないから」と約束しているなど、対応上の課題も認められた。おしなべて性的虐待事例への学校現場の対応は消極的である傾向が判明した。性的虐待に関する知識水準については、性差や学校種による差がみられ、今後の研修計画立案上の参考にすべきと判断された。

A. 研究目的

性的虐待はきわめて発見しづらい虐待であると考えられている。しかし、子どもの人格形成に及ぼす悪影響は甚大であり、早期の発見と適切な介入が必須である。

本調査は、学校現場において性的虐待がどのように発見され、対処されているのかについて実態を把握するとともに、今後、教員に向けてどのような研修が必要とされているのかについての示唆を得ることを目的とする。

B. 研究方法

B-1 調査対象

学校はきわめて地域差の強い組織であり、とりわけ在籍する児童生徒の被虐待経験について調査する場合には、校区内に児童擁

護施設を有しているかなどの特殊な要因によってその実状が大きく異なってくる。今回の調査では、できる限り現在の我が国の学校の状況を忠実にサンプリングすることを目指し、下記のような方法で対象校・園を抽出した。

調査対象校を抽出する母集団リストとして、平成20年度の文部科学省学校基本調査で用いられた全国の国公私立の幼・小・中・高・支援学校のリストを用いることとし、同リストは文部科学省児童生徒課より提供を受けた。

上記のリストから平成20年度の学校基本調査報告に基づき、各学校種別の学校数ならびに児童生徒数を把握した。その上、で全国を都道府県47と政令市18（東京23区を1としてカウント）の65に区分し、児

童生徒数でランクをついた。累積度数に基づき、全体の 50%を超えたところで「多人数群」と「少人数群」に分けた。結果は以下の通りとなった。

【多人数群】東京 23 区、埼玉県、大阪府、愛知県、千葉県、兵庫県、東京都 23 区外、神奈川県、横浜市、北海道、茨城県、福岡県、静岡県、大阪市、福島県、岐阜県

【少人数群】上記以外の 49 地域

ただし、高等学校に関しては、その設置主体の大半が都道府県であり、校区が広域であることから、上記の多人数群に含まれた都道府県内の政令市についても多人数群として処理した。具体的に例示すれば、川崎市は小中学校の抽出では少人数群に属するが、高等学校の抽出では多人数群に属することにした。また、幼稚園についても 6 割が私立で、小中学校ほどに厳密な校区が存在しないことから、高等学校と同様に処理した。

調査対象校・園の候補として、上記の二群からそれぞれ 50%ずつ無作為に抽出した。ただし、地域の層化に人数を用いて、抽出リストには学校数を用いることに若干の問題はあるが、全国の学校ごとの在籍人数まで把握できる資料がないため、仕方がないと判断した。

全国の学校数は 53,286 であり、この 2% にあたる 1,066 校を抽出した。この各校に 15 部の質問票を配布し、養護教諭・生徒指導担当者・進路指導担当者・各学年の担任最低 1 名をふくめた教員に回答を求めた。配布総数は 15,990 部で、調査内容への抵抗の強さと調査時期の多忙さから回収率が 20%にとどまることを予想しても、2,000 超の有効回答が得られることを見込んだ。

1,066 校を、まず幼・小・中・高・支援、の校種別の学校数に配分した。二層から抽出することを考え、すべて偶数とし、幼稚園は 274 園、小学校は 450 校、中学校は 220 校、高等学校は 106 校、支援学校は 22 校となつた。

小学校と中学校、支援学校に関しては、私立学校が少なく、国公立校の占める比率が 93%~99% に達するので、母集団リストを国公立と私立に分けることはせず、機械的に抽出した。しかし、幼稚園は 6 割が私立、高等学校も 25% が私立であり、両者については母集団リストを国公立と私立に分割した上で、幼稚園では公立 106、私立 168、高等学校では公立 80、私立 26 を抽出した。

以上を調査対象校・園抽出の基本原則としたが、性的虐待という問題の特性から、高等学校に関しては定時制高校に対してやや厚めに調査の網をかけるため、定時制高校のみのリスト (754 校) から 1% にあたる 76 校を別途抽出して調査対象に加えた。結果、調査対象校・園は全部で 1,142 校・園で、配布した調査票の総数は 17,130 部となつた。

B-2 調査内容

今回の調査に使用された質問紙を資料 1 として添付する。

B-3 調査時期

調査は、2009 年 2 月中旬~3 月上旬で、郵送による配布と回収を行った。学校現場がきわめて多忙になる時期であることは承知していたが、今回の調査が「今年度に遭遇した事例」を想定して回答を求めるものであつたため、回収率の低さを覚悟してこの